

[テーマ]基準Ⅳ－C ガバナンス

(a) 要約

監事は、監査報告にもあるように理事会への毎回の出席と意見陳述を行うなど、学校法人の業務および財産の状況に対する監査を適切に執行している（備付資料 51）。評議員会は、「学校法人近畿大学寄附行為」（提出資料 20）に基づき組織され、「私立学校法」第 42 条に基づき適切に運営されている（備付資料 52）。また、中期計画に基づいた事業計画の策定、年度単位予算管理や出納業務、情報公開などに関する事項など、ガバナンスは適切に機能している。

(b) 改善計画

現状で、ガバナンスは適切に機能しているが、短期的改善計画として、事務責任者や担当者間での徹底した監査情報の共有、中長期的には、監査対象の検討と公表した教育情報と財務情報をより分かりやすい内容に改めることを検討する。

[区分]基準Ⅳ－C－1 監事は寄附行為の規程に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 現状

本学校法人では、「学校法人近畿大学寄附行為」（提出資料 20）第 8 条に基づき、理事長が選任している（備付資料 43）。東大阪キャンパス以外にも会計単位を持つ附属学校および施設が点在しているため、以下のような手続きで会計面に関する職務を遂行している。帳簿・書類・証憑との照合、資産・負債の残高の検証、学校法人会計基準の準拠性などを公認会計士に委任し、監査意見を聴取して状況把握に努めている。

その他の業務監査面においては、平成 22（2010）年度から外部研究費の執行管理に関連した監査も実施するなど、新たな取組もなされている。また、法人の事務所管である監査室による内部監査も実施しており、監事との情報連携も図っている。

本法人では監査法人による外部監査を毎年度実施しており、監事はその監査結果を踏まえて、当該会計年度終了後 2 か月以内に監査報告書を作成し、理事会および評議員会に提出している（備付資料 51）。

(b) 課題

監事は、学校法人の業務および財産の状況に対する監査を適切に行っているが、今後は、より内容のある監査に向けて、どのような事象を監査の対象とするのかを検討する。

[区分]基準Ⅳ－C－2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。

(a) 現状

学校法人近畿大学の評議員会は、「学校法人近畿大学寄附行為」（提出資料 20）第 17 条に基づき、平成 25（2013）年 5 月 1 日現在、理事定数 7～15 の 2 倍を超える 35 名の評議員で組織されている。なお、本学の学長は評議員会の構成員である。

評議員会は、「私立学校法」第 42 条および「学校法人近畿大学寄附行為」第 22 条に定める事項に基づき、平成 24（2012）年度は 3 回開催されるなど、適切に運営されている（備付資料 52）。

(b) 課題

評議員会は、「私立学校法」および「学校法人近畿大学寄附行為」に基づき適切に運営されているので現状では問題がない。

[区分]基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a) 現状

学校法人近畿大学における各会計単位は、中期計画に基づいた各部門、各所管の意向を集約した予算申請書などを財務部に提出し、その予算申請などを法人関係所管（事業委員会など）が調整し、評議員会および理事会の審議を経て前年度の3月中に予算決定している。なお、学校法人は、「中・長期の財務計画」として中期収支予測を策定している（備付資料 18, 19）。それは、近畿大学の中期財政状況を把握するため、単年度予算の資料として策定している。こうした手続きを経て決定した予算は、財務部から本学へ速やかに書類および財務会計システムで伝達されている。さらに、その予算に基づき発注・支払いを依頼し、予算の管理・把握をしている。

予算執行に係る経理・出納の業務の流れは、担当所管が起案した決裁書の予算額、勘定科目、消費税、内容などを会計単位経理担当所管が確認の上、資金部、財務部および関係所管が確認し合議する。最終的に理事長および理事が決裁後、資金部出納課が出納処理をしている。なお、経理規程などの財務諸規程は、「学校法人近畿大学経理規程」（備付資料 47）に整備されている。

資産および資金の管理については、台帳・出納簿に適切に記録し、毎月残高証明にて試算表と照合している。さらに、月次試算表については、毎月翌月末までに作成し、資金収支月報、現預金集計表について財務部から秘書室を通じて理事長に提出している。

計算目録、財産目録などについては固定資産、現預金および借入金の検査・決裁書（財産目録を含む）の検閲を監事から受け、学校法人の業務に関して法令および寄附行為に違反する事実はない。また、学校法人近畿大学の業務および財産の状況については、適正であるという内容の報告が理事会および評議員会において行われるなど、計算書類、財産目録などは適正に表示されている。

公認会計士から監査上の意見を受けた際には、関係部署間での学内調整を行った上、必要に応じ稟議書にて理事長承認を受け事務処理面に反映させるなど、速やかな対応を行っている。

学校法人近畿大学では、今後重要な財源となることも考えられるが、寄附金募集や学校債の発行は行っていない。なお、寄附研究（奨学寄附）については随時受付している。

教育情報の公表は、本学ホームページにおいて平成 22（2010）年 12 月から実施しており、適宜情報を更新している。財務情報の公開は平成 17（2005）年度分から近畿大学ホームページにおいて各年度、決算確定後に公開している（備付資料 26）。

(b) 課題

教育情報と財務情報を公表・公開しているが、これらの情報をより分かりやすい内容に改めることを検討する。